平成２２年（フ）第７５３号
岡山県倉敷市児島阿津２丁目１番２号
債務者　山本　智章
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２７号
岡山市北区東古松南町４番30―203号
債務者　豊田貴美子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６８８号
東京都日野市平山４丁目20番地の１都営日野平山アパート６―105
債務者　行木　仲子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７６６号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地４―10―303
債務者　河野　恭徳
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８４６号
東京都町田市小山町730番地３
債務者　奥田　秀三
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８７１号
東京都福生市大字熊川1143番地１都営熊川アパート22―507
債務者　大山千代咲
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８７２号
東京都福生市大字熊川1143番地１都営熊川アパート22―507
債務者　大山　淳子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１号
愛媛県八幡浜市大平１―372―１　河野雅子方、住民票上の住所愛媛県八幡浜市日土町７番耕地1792番地２
債務者　山下　　雅
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第５７８号
青森市桜川７丁目７番19号　晴甲荘３号
債務者　髙橋　　一
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７０８号
東京都杉並区堀ノ内３丁目48―47―106
債務者　岩尾　志麻
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３０６号
東京都足立区江北２丁目34―９
債務者　梁瀬容僖こと　梁　　容僖
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８８１号
東京都板橋区高島平８丁目７―２―802
債務者　瀧野　千波（旧姓福場）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７１号
相模原市南区上鶴間６丁目１番18号　マリポーサ101
債務者　菅原　哲郎
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７７５号
東京都八王子市中野山王３丁目22番１―704号都営中野団地
債務者　菱山みゆき
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８６５号
東京都昭島市田中町２丁目19番17号ハイツムラサン102号
債務者　森本　静穂（旧姓東條）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部